

施行日 迫る!

働き方改革関連法への緊急対応 ～私学がとるべき法令対応の実務～

本年6月29日、働き方改革関連法が成立しました。改正法は、時間外労働の上限規制、労働時間把握義務、年休の義務的付与、同一労働・同一賃金等、私学の労務管理に大きな影響を及ぼす内容を多数含んでいます。これまでの労務管理の抜本的な見直しと、就業規則等の大幅な改正は避けられません。改正法の主要部分は来年4月1日に施行されるため、短期間での対応が必要ですが、法律・政省令・通達等、理解すべき情報量は膨大です。本セミナーでは、私立学校の労務に関する法律問題を多数取り扱っている小國隆輔弁護士から、就業規則の具体的な改正例も紹介しつつ、改正法の内容と私学の対応策を詳細に解説します。

大阪会場

11/29 (木)

11:00～17:00

大阪ガーデンパレス

大阪市淀川区西宮原1-3-35

東京会場

11/30 (金)

11:00～17:00

東京ガーデンパレス

東京都文京区湯島1-7-5

講師

小國 隆輔氏 小國法律事務所 弁護士



同志社大学大学院司法研究科法務専攻
(専門職学位課程)修了。

私立学校からの法律相談を数多く手がけている。著書に『私学のための労働基準法改正のポイント』『学校現場におけるハラスメント問題と防止策』『労働契約法改正のポイントと私学の対応』『私学における問題教職員の処遇のあり方』がある。

2018年1月 小國法律事務所を大阪市北区に開設。

対象

私学労務研究会 会員様
及び私立学校の理事、管理職の皆様
法人事務局長、人事責任者の皆様

PROGRAM

開 場 10:30

開 会 11:00 ご挨拶

午前の部 11:05

働き方改革関連法の全体像

休 憩 12:45～13:30 (ご昼食をご用意します)

午後の部 13:30～17:00

① 労働時間規制

- (1) 現行の労働時間法制
- (2) 時間外労働の上限規制
- (3) 労働時間管理
- (4) 柔軟な労働時間制度
- (5) 私学がとるべき対応策

② 年休取得義務化

- (1) 改正法と私学の現状
- (2) 私学がとるべき対応策

③ 同一労働・同一賃金法制

- (1) 平成30年6月1日の最高裁判決
- (2) 改正法と私学の現状
- (3) 私学がとるべき対応策

④ その他の問題点、質疑応答

閉 会 17:00

受講費用とお申込みについて ※今年度 臨時開催分につき、会員様も有料とさせていただきます。

法人会員1名につき25,000円(税別)、2人目から1名につき15,000円(税別)。非会員:38,000円(税別)。昼食付きとなります。

(注) 非法人会員様が本セミナーの申込みに併せて会員にご入会をいただければ、本セミナー受講費用は会員としての取扱いをいたします。※今年度下期(10月～来3月)分の会費を申し受けます。金額は下記宛にお問い合わせください。

下記ご記入の上、FAXまたはメールにてお申し込みください。

FAX: 03-6455-5318

申し込み受付後、参加受付確認書、ご費用案内、会場地図をメールにて返信させていただきます。

E-mail: info@sirouken.or.jp

(メールアドレスが未記入の場合はFAXにてお送りさせていただきます。)

法人名			貴校名		
お役職			お名前		
ご住所	〒				
TEL	FAX		大阪		東京
E-mail			<input type="checkbox"/> 法人会員として申込みます。(注) 別途、入会手続きが必要です。 <input type="checkbox"/> 非法人会員としてセミナーのみ申込みます。		

主催
問合せ

一般社団法人 私学労務研究会 (SRK)

協力:株式会社ブレインアカデミー

〒107-0061 東京都港区北青山1-3-2 クローバー青山・ONE 7F

TEL: 03-6455-5317 Mail: info@sirouken.or.jp